

担当課名	クリーンセンター
案件名	灰クレーン走行横行ブレーキ緊急修繕
案件の概要	灰クレーン走行横行ブレーキの緊急修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 6 月 19 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	1,155,000 円（うち消費税 105,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 5 年 8 月 31 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、灰クレーン走行横行ブレーキの緊急修繕を実施するものである。</p> <p>灰クレーンは、灰ピットに溜った焼却灰をトラックに積込む際に使用しているが、経年劣化により走行及び横行の各ブレーキユニットが損傷した。灰クレーンが停止するとごみの焼却運転も停止せざるを得ないことから緊急修繕にて機能の回復を図るものである。</p> <p>灰クレーンを含む焼却施設は特殊な設備により構成されており、緊急修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却炉を稼働しながら修繕を進めていく必要があり、安全性についても配慮が求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当）</p>